

第3節 自立と社会参画のまちをつくる

現 状 と 課 題

国では平成18年4月から障がい者の自立を支援し、障がいの有無にかかわらず誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指すという目的で「障害者自立支援法」を施行しました。福祉サービスに係る給付を一元化し、障がい者が働けるよう、就労のための新たなサービスを創設するなど抜本的な制度改正が行われました。

本市においては、平成18年度に「岩出市障害者計画」及び「岩出市障害福祉計画」を策定し、これらの計画に基づき、障がい者福祉施策を進めてきましたが、現行の「障害者自立支援法」を廃止し、利用者が主体となる新たな障がい者福祉制度の確立に向けての取り組みが国において進められています。

このような状況の中、平成18年度から開始している

障がい者に対する相談支援事業は、年々相談件数が増加し、個々のニーズに応じたきめ細やかな対応が困難な状況になっています。障がい者のニーズは、生活全般にわたる相談や福祉・保健・医療サービスの利用援助、情報提供など、多岐にわたり、それらのニーズを一元的に取りまとめる相談体制の充実・強化が必要です。

また、障がい者が自立して生活が送れるよう、本市においても就労支援に取り組んできましたが、社会経済状況の悪化に伴い、障がい者を雇用する企業は少なくなっている現状であり、障がい者が自立した生活を送るための所得を得るために、働くことのできる支援施設の充実と就労先での定着支援が求められます。



障がい者手帳の交付状況

(単位：人 (各年度 3 月 31 日現在))

年 度	13	14	15	16	17	18	19	20	21
身体障害者手帳	978	1,114	1,207	1,306	1,411	1,623	1,640	1,650	1,658
療 育 手 帳	186	193	197	205	220	231	249	264	280
精神保健福祉手帳	36	40	58	70	98	98	113	127	155
累 計	1,200	1,347	1,462	1,581	1,729	1,952	2,002	2,041	2,093

※平成16年度までの交付数は、身体障害者及び療育手帳保持者のみ。

基本方針

「岩出市障害者計画」の基本理念では、障がい者の全人権的復権と、障がいのある人が障がいのない人と同じように生活し、ともに生きる社会の実現を基調に、人権尊重の視点に立った施策の推進により、障がいがある人であっても、それぞれの地域で自立した生活が

送ることができ、また、すべての人が共に生きていける共生社会の実現を図るため、関係機関とネットワークを構築し、相談支援体制の充実・強化、就労支援に連携して取り組みます。

成果指標

指標	現状値(H22.4.1)	中間目標値(H27末)	目標値(H32末)
①障がい者(児)福祉の充実の満足度	12.2%	20%	30%
②就労についている障がい者の人数	7人	17人	30人
③市役所における障がい者雇用率	2.13%	2.5%	2.5%

施策

①障がい者福祉の充実・拡大

(1)相談支援体制の充実・強化

- 多様な社会資源を結ぶネットワークの場である地域自立支援協議会と連携し、相談支援事業をはじめとする地域の障がい者福祉サービスを円滑に実施します。

(2)就労支援の充実

- 岩出障害児者相談・支援センター、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、民間企業等と連携を図りながら就労活動への支援に取り組みます。

(3)障がい者サービスの充実

- 在宅障がい者が自立した生活が送れるよう、地域生活支援事業の充実を図ります。
- 民生委員児童委員、地域住民、ボランティアなどが連携し、市内全域において障がいのある人を支援するネットワークの充実を図ります。
- 災害時・緊急時の対策の強化を図ります。

②障がいに関する理解の啓発

- 障がいを正しく理解してもらうための意識啓発の強化を図ります。